

災害対策について

災害・環境対策特別委員会資料
令和3年6月9日
防災まちづくり部防災課

1 避難計画に関すること

(1) 災害種別に応じた避難

- ①避難所等への避難
 - ・大規模震災発生時は、区民避難所等を開設し避難者を受け入れ
 - ・風水害時には、自主避難施設・避難場所を区職員で開設・運営し、避難者等を受け入れ

②在宅避難

環境変化による体調不良や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、自宅での居住が可能な場合の在宅避難を周知

③要配慮者の避難

- ・避難行動要支援者名簿、避難支援個別計画書の作成
- ・避難誘導ワークショップの実施
- ・ケアマネージャ等福祉関係者と防災区民組織の連携強化

(2) 避難所の感染症対策

- ①新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル（品川区標準版）の作成・周知
- ②感染対策用備蓄品の確保（簡易間仕切り・自動ラップ式ポータブルトイレ等）
- ③避難先の拡充（品川区ホテル旅館組合に依頼）

2 防災協定に関すること

災害時の応急活動体制の強化を図るため、事業者や団体等との災害時協力協定の締結を促進

令和2年度末、避難収容、物資供給などの分野で178件の災害時協力協定を締結

4 防災情報に関すること

災害時における避難情報等の緊急情報は、防災行政無線を核として区民に発信
更に、緊急情報がより確実に伝達できるよう、スマートフォンアプリ、メール、ホームページ、ラジオなど様々な媒体で発信

また、令和3年度は、新たな防災ラジオの製造を行い、令和4年度に区民へ販売

(3) 防災訓練

【区民等対象】

- ①水防訓練（5月）
- ②総合防災訓練（9月～11月）
- ③区内一斉防災訓練（12月）

【区単独】

- ①風水害対応本部訓練（6月）
- ②災害対策職員待機寮防災訓練（年間）

(4) 備蓄（行政・家庭・事業者）

①行政

12万人の避難所生活者を想定し、区と都で連携して発災後3日目までの物資を備蓄している。4日目以降は、国、他自治体、協定団体等から支援物資を受け入れ、被災者に提供

②家庭

在宅避難に備えて、食料・飲料水は最低3日分、なるべく1週間分確保すること、および循環備蓄（ローリングストック）について周知

③事業者

従業員が事業所内に待機できるよう、3日以上食料・飲料水、排せつ等に必要生活用品を備蓄するよう周知

3 災害廃棄物に関すること

■災害廃棄物処理計画の策定

①目的

大規模災害発生時に膨大に発生する災害廃棄物の処理に関して、あらかじめ必要な事項を定め、災害時における区民生活の早期再建を図る。

②検討内容

組織体制、協力・支援体制、地区集積所・応急集積所の確保、初動体制の構築、一次・二次仮置場の確保、区民への事前周知など

③スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					委員会報告			委員会報告	
庁内会議設置			素案作成		パブリックコメント	計画案作成			計画策定